

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	生活保護に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

生活保護事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報の保護に関する法律及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を徹底している。

評価実施機関名

埼玉県ふじみ野市長

公表日

令和8年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">生活保護による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付、葬祭支援給付を行う。医療扶助のオンライン資格確認に関する事務を行う。
③システムの名称	福祉総合システム(生活保護・中国残留邦人支援業務) 中間サーバー・ソフトウェア 統合宛名システム レセプト管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項、別表の23の項番号法別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第15条番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表1の項ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例 別表第1(第4条関係) 第2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月27日内閣府総務省令第9号) 第2条の表 項番13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、162、167、168、169、170、171、172 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月27日内閣府総務省令第9号) 第2条の表 項番42、43、161、162
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 契約・法務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 生活福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月5日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月5日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務においては、マイナンバー登録や副本登録の際、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、以下のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・住基ネット照会を行った際に控えた特定個人情報は、システム登録後速やかに裁断する。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を生活保護システムへ入力する際、複数職員による確認や上司の最終確認を行うなど、当該記録について、改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講じている。また、特定個人情報を含む書類の施錠可能な書庫への保管、住基ネット照会を行った際に控えた特定個人情報のシステム登録後の速やかな裁断を徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム 中間サーバー・ソフトウェア 統合宛名システム 生活保護返還金管理システム 生活保護査察指導管理システム	生活保護システム 中間サーバー・ソフトウェア 統合宛名システム	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	被保護者ファイル	被保護者ファイル 宛名情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第19条 (情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の9.10.14.16.24.26.27.28.30.31.50.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 ※別表第二の30、50、90、116、120の項に係る主務省令は未公布	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第19条 (情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の9.10.14.16.24.26.27.28.30.31.50.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 ※別表第二の30、90、120の項に係る主務省令は未公布	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報 ②事務の概要	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。	生活保護による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉課長 若松 昌平	福祉課長	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	表紙-公表日	2019/2/1	2020/2/14	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	II しきい値判断項目 1. 2. いくつかの時点の数か	2018/12/1	2020/2/3	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	II しきい値判断項目 2. いくつかの時点の数か	2018/12/1	2020/2/3	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	IV リスク対策 8. 監査一監査の有無	未入力	内部監査	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年2月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。	・生活保護による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付、葬祭支援給付を行う。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム 中間サーバー・ソフトウェア 統合宛名システム	福祉総合システム(生活保護・中国残留邦人支援業務) 中間サーバー・ソフトウェア 統合宛名システム	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第19条 (情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の9.10.14.16.24.26.27.28.30.31.50.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 ※別表第二の30、90、120の項に係る主務省令は未公布	(情報照会) 番号法第19条8号、別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第19条 (情報提供) 番号法第19条8号、別表第二の9.10.14.16.24.26.27.28.30.31.50.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.113.116.120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第55条、第58条及び第59条の2の2、第59条の3 ※別表第二の30、90の項に係る主務省令は未公布	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	表紙-公表日	公表日: 令和4年1月14日	公表日: 令和4年12月27日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条8号、別表第二の9.10.14.16.24.26.27.28.30.31.50.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116.120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第55条、第58条及び第59条の2の2、第59条の3 ※別表第二の30、90、120の項に係る主務省令は未公布	(情報提供) 番号法第19条8号、別表第二の9.10.14.16.18.20.24.26.27.28.30.31.37.38.42.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.113.116.120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第55条、第58条及び第59条の2の2、第59条の3 ※別表第二の30、90の項に係る主務省令は未公布	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部福祉課 福祉課長 福祉部福祉課	福祉部生活福祉課 生活福祉課長 福祉部生活福祉課	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月5日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	ふじみ野市は、生活保護総務事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	ふじみ野市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	文言の修正
令和5年6月5日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言のうち特記事項	生活保護総務事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。	生活保護事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を徹底している。	事後	文言の修正
令和5年6月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・生活保護による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付、葬祭支援給付を行う。	・生活保護による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付、葬祭支援給付を行う。 ・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務を行う。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係るシステム改修前の評価が必要であるため
令和5年6月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム(生活保護・中国残留邦人支援業務) 中間サーバー・ソフトウェア 統合宛名システム	福祉総合システム(生活保護・中国残留邦人支援業務) 中間サーバー・ソフトウェア 統合宛名システム レセプト管理システム	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係るシステム改修前の評価が必要であるため
令和5年6月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号、別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第19条	(情報照会) 番号法第19条第8号、別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)第19条	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係るシステム改修前の評価が必要であるため及び文言の修正
令和6年3月22日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言のうち特記事項	生活保護総務事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。	生活保護事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報の保護に関する法律及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を徹底している。	事後	文言の修正
令和6年3月22日	表紙-公表日	公表日: 令和4年1月14日	公表日: 令和4年12月27日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月22日	II しいくい判断項目 1. しいくい時点の計数か	令和4年12月27日	令和6年3月21日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月22日	II しいくい判断項目 2. しいくい時点の計数か	令和4年12月27日	令和6年3月21日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	表紙-公表日	公表日: 令和4年12月27日	公表日: 令和7年3月25日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の15の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号、総務省令第5号)第15条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項、別表の23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例 別表第1(第4条関係) 第2の項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号、別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号) (情報提供) 番号法第19条第6号、第8号、別表第二の9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第75号)	【情報提供の根拠】 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月27日内閣府総務省令第9号) 第2条の表 項番13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 43, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 162, 167, 168, 169, 170, 171, 172 【情報照会の根拠】 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月27日内閣府総務省令第9号) 第2条の表 項番42, 43, 161, 162 【独自利用事務における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	(なし)	十分である	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(なし)	マイナンバー利用事務においては、マイナンバー登録や副本登録の際、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、以下のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書櫃等に保管することを徹底する。 ・住基ネット照会を行った際に控えた特定個人情報、システム登録後速やかに遮断する。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(なし)	特に力を入れている	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和7年3月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(なし)	特定個人情報を生活保護システムへ入力する際、複数職員による確認や上司の最終確認を行うなど、当該記録について、改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講じている。また、特定個人情報を含む書類の施錠可能な書庫への保管、住基ネット照会を行った際に控えた特定個人情報のシステム登録後の速やかな裁断を徹底している。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和8年2月5日	表紙-公表日	公表日: 令和7年3月25日	公表日: 令和8年2月5日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和8年2月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・生活保護による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付、葬祭支援給付を行う。 ・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務を行う。	・生活保護による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付、葬祭支援給付を行う。 ・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務を行う。	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和8年2月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項、別表の23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例 別表第1(第4条関係) 第2の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項、別表の23の項 ・番号法別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第15条 ・番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表1の項 ・ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例 別表第1(第4条関係) 第2の項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和8年2月5日	II しきい値判断項目 1. いくつかの時点の計数か	令和7年3月21日	令和8年2月5日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和8年2月5日	II しきい値判断項目 2. いくつかの時点の計数か	令和7年3月21日	令和8年2月5日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施